

(4) 輸送の安全及び旅客の利便確保のための遵守事項違反
(道路運送法第27条第3項)

① 疾病・疲労等のおそれのある乗務（健康診断の未受診）
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

② 点呼実施義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)

③ 点呼記録義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

④ 乗務員台帳作成義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

⑤ 運転者に対する指導監督義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

⑥ 高齢運転者に対する特別な指導義務及び適性診断受診義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

⑦ 3ヶ月点検整備実施義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(道路運送車両法第48条)

⑧ 整備管理者研修受講義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)

⑨ 指導主任者選任義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第40条第2項)

⑩ 指導主任者届出義務違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第68条第1項第4号)

(5) 運行の安全の確保に関する業務を行わせるための運行管理者の選任等遵守
事項違反
(道路運送法第23条第2項)

① 運行管理補助者の要件違反
(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項)

(6) 事業の健全な発達を阻害する競争

① 社会保険等未加入
(道路運送法第30条第2項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官
担当：高山、小松

TEL：022-791-7532